2　前項の規定にかかわらず、第11条第７号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月１日から施行する。

3　協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附　則（平25. 4. 1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条、第74条を改正。

附　則（平25.10. 1）

この改正は、平成25年10月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条、第39条の３を改正。

附　則（平26. 6. 10）

この改正は、平成26年６月10日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第３条、第11条を改正。

附　則（平28.10. 1）

この改正は、平成28年10月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

附　則（平28.12. 1）

この改正は、平成28年12月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第３条、第15条、第22条を改正。

附　則（平30. 6. 1）

この改正は、平成30年６月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第３条、第11条を改正。

附　則（令 2.11. 2）

この改正は、令和２年11月２日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第３条、第６条、第21条、第21条の２、第27条の２、第29条の３、第31条、第32条、第33条、第34条、第37条、第39条の４、第48条、第58条、第60条、第69条、第74条を改正。

附　則（令 4. 2.28）

この改正は、令和４年２月28日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

附　則（令 4. 5.20）

この改正は、令和４年５月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

附　則（令 5.10.31）

この改正は、令和５年10月31日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第27条の５、第28条、第29条の２、第29条の５、第34条、第37条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第59条を改正。

附　則（令 6. 9. 5）

この改正は、令和６年９月５日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第57条、第63条を改正。

附　則（令 7. 3.10）

この改正は、令和７年３月10日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条を改正。

関東地方整備局公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和７年３月21日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶８隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　千葉県銚子市忍町地先（船舶１隻）　千葉県銚子市桜井町地先（船舶１隻）　茨城県神栖市矢田部地先（船舶２隻）　茨城県神栖市波崎地先（船舶４隻）

⑵　当該工作物を除却した日　令和６年12月５日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和６年12月５日

⑵　保管の場所　茨城県神栖市太田地先

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　千葉県香取市佐原イ4149　国土交通省関東地方整備局　利根川下流河川事務所占用調整課　電話0478―52―6367

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十二号

㈢　占用を制限する区域

区域	備考
香川県仲多度郡まんのう町追上字下大口一三五番四から同郡まんのう町追上字下大口一三三番一まで	
香川県仲多度郡まんのう町追上字下大口一五七番二から同郡まんのう町追上字下大口一多度郡まんのう町追上字下大口一五四番一まで	
香川県仲多度郡まんのう町追上字向江一三〇番一四から同郡まんのう町追上字三反地一多度郡七郡まんのう町追上字向江一三〇番二	